

## 第2回 記者懇談会実施要項

- 開催日時 平成8年4月16日(火)  
午後3時から
- 場 所 関大・千里山キャンパス内  
100周年記念会館第2会議室
- 懇談内容 若手研究者の研究テーマとその成  
果の中間発表(15時~15時30分)  
法学部教授 坂元茂樹  
研究テーマ「日韓併合条約の効力問題」  
「排他的経済水域設定にふみ  
きる日本の対応」  
工学部教授 土戸哲明  
研究テーマ「バクテリアの泳ぎで環境汚  
染を測る  
—細菌運動の動画解析を用いるあたらしいバイオモ  
ニタリング法の開発—」
- 学内情報(15時30分~16時)
- 情報交換(16時~16時30分)

## 関西大学の出席者

石川 啓学長  
月岡利男広報委員長  
鈴木俊光教学部長代理  
坂元茂樹法学部教授  
土戸哲明工学部教授  
北村 博企画室長  
荒木紀忠広報課長

## 配布資料

- ① 記者懇談会実施要項・開催要領
- ② 坂元茂樹教授の発表資料(プロフィール含む)
- ③ 土戸哲明教授の発表資料(プロフィール含む)
- ④ 『関西大学「学の実化」自己点検・評価報告書』(1993-1994年度版)
- ⑤ 『関西大学通信』第244号(4月号)

以上

(研究内容の報告要旨)

## 1 日韓併合条約の効力問題

日韓の外交関係が昨年の村山国会答弁、江藤発言問題などできくしゃくしてきているが、両国間にわだかまっている問題が日韓併合条約の効力問題であることはいうまでもない。また中断されている日朝の国交正常化交渉の懸案の一つでもある。

日韓両国の国交を正常化した日韓基本条約(1965年)締結交渉における最大の懸案は、日韓併合条約をはじめとする一連の条約のとりあつかいだった。当初から無効を主張する韓国側と、それらの条約は適式に締結された有効な条約であり1948年8月15日に大韓民国が独立を宣言した時点でその有効性を失ったと主張する日本側が対立した。結局、双方ともその立場をゆずらず、それらの条約は「もはや無効」(第2条)であるとして、これらの条約の失効の時期については曖昧なままに残されることになった。ところが、最近、この条約の法的土台ともいえる日韓保護条約(1905年)を無効だ<sup>と</sup>主張する議論が展開されている。論点は二つある。一つは、この条約が強制による条約だから無効だという議論であり、もう一つは条約の批准書に当時の大韓帝国の国王の署名と国璽捺印がないことを理由に無効と主張する議論である。条約法を研究する立場からわずかな時間ではあるが、国際法的な論点をご説明したい。

(資料:「戦後補償問題の『周辺』」(法律時報第66巻9号)、「日韓保護条約の効力ー強制による条約の観点からー」(関西大学法学論集第44巻4・5合併号)など)

## 2 排他的経済水域設定にふみきる日本の対応

国連海洋法条約の批准に向けて、わが国は、先頃、東経135度以西に排他的経済水域を設定することを閣議了解した。「漁業水域に関する暫定措置法」(昭和52年)では、日韓、日中では漁業協定で円滑に対応できているとの判断から線引きが見送られていた。昨年12月26日にソウルで開催された高級事務レベル協議でわが国が「排他的経済水域を設定し、竹島を基線に中間線を引く」との方針を韓国側に伝えて以来、竹島の領有問題も絡み、新たな外交問題に発展している。なぜ現在、あえて排他的経済水域を設定しないといけないかを、資源管理型漁業に転換しつつあるわが国の現状と国連海洋法条約の生物資源の保存システムに言及しつつ、時間があれば説明してみたい。

(資料:「排他的経済水域における生物資源の保存とわが国の対応ー資源管理型漁業の定着・推進をめざしてー」(『海洋法関係国内法制の比較研究』第2号所収)

〔報告者紹介〕

坂元 茂樹 (Shigeki SAKAMOTO) 法学部教授

1950年長崎県生まれ。関西大学、同大学院を経て、1978年琉球大学助手に採用。講師、助教授を経て、1990年から関西大学で国際法を担当し現在に至る。

その間、文部省国内研究員として京都大学で(1984~85)、文部省在外研究員として米国ミシガン大学で(1986~87)で研修。1995年4月から7月まで、外務省の依頼により、国連国際法委員会(国連欧州本部:ジュネーブで開催)にオブザーバーとして出席。

現在、国際法協会(International Law Association)日本支部研究企画委員、日本国際法学会雑誌編集委員、(財)日本海洋協会新海洋法制調査委員会委員、国連大学グローバル・セミナー(神戸セッション)実行委員。本年5月には世界法学会事務局長就任予定。

研究分野は条約法と海洋法。前者については、「条約法に関するウィーン条約」を中心に研究をすすめている。後者については、海洋協会調査委員会委員として国連海洋法条約の批准に伴うわが国の法制のあり方を研究している。司法試験受験生のための雑誌『受験新報』(法学書院)や法学部生のための雑誌『法学教室』での国際法演習の担当者としても知られる。特に前者の連載は3年目の長期連載になっている。

主要著書・論文としては、『現代国際法入門』(共著)(法律文化社、1990年)、『国際法Ⅱ』(共著)(東信堂、同年)、「条約法条約における紛争解決手続をめぐる問題」(国際法外交雑誌第78巻1・2合併号)、「強制による条約の無効—“force”の解釈をめぐって」(太寿堂教授還暦記念『国際法の新展開』東信堂、所収)、「武力紛争が条約に及ぼす効果(1)~(3)」(関西大学法学論集第41巻4号・43巻5号・44巻2号)、「戦後補償問題の『周辺』」(法律時報第66巻9号)、「日韓保護条約の効力—強制による条約の観点から—」(関西大学法学論集第44巻4・5合併号)、「原子力船及び危険又は有害な物質を運搬する船舶の無害通航権」(『海洋法関係国内法制の比較研究』第1号所収)、「排他的経済水域における生物資源の保存とわが国の対応—資源管理型漁業の定着・推進をめざして—」(同2号(3月出版予定)所収)など。



さかもと しげき  
坂元 茂樹

教授

1974年関西大学法学部卒業。引き続き本学大学院修士課程に進まれ、竹本教授の指導を受け、国際法を専攻されたが、博士課程在学中の78年琉球大学助手に就任。琉球大学専任講師、助教授を経て91年4月本学教授として来任。琉球大学在任中、84年度文部省国内研究員として京都大学法学部に、また同じく86年度文部省在外研究員として米国ミシガン大学で研修を積まれた。国際法の分野の中でも、特に条約法の研究に取り組みされており、条約法の基本法とされる「条約法に関するウィーン条約」についての論文が多い。今後の研究の進展が期待される。

長崎市の生まれで、性格は至って温厚且つ気さくな人柄である。本学在学中は映画研究会に所属されていたこともあり、映画は今もって3度の食事よりもお好きとのことである。この他、推理小説と野球観戦が趣味とのこと。現在、学部学生相談主事。

## バクテリアの泳ぎで環境汚染を測る

——細菌運動の動画像解析を用いるあたらしいバイオモニタリング法の開発

関西大学工学部生物工学科

土戸 哲明

細菌（バクテリア）の仲間には運動器官である鞭毛を回転させることによって運動するものが多くあります。大腸菌や枯草菌の細胞は、生物エネルギーを使い、鞭毛の左回転による直線的な泳ぎと右回転によるその場での方向転換とを繰り返しながら移動します。しかし、これらの細菌細胞がなんらかの環境ストレスを受けた場合には、必要なエネルギーが少なくなって、運動の能力が落ちてしまうことが考えられます。

私たちは大腸菌の方向転換できず直進運動だけを行う変異株をつくり、その細胞の運動速度を、顕微鏡と画像処理装置、パソコンからなる解析システムを用いる検討によって、細胞にストレスを与える物理的あるいは化学的な作用の程度を迅速、簡単に、また高感度で評価できるあたらしいバイオアッセイ（生物分析）法を開発しました。この方法は、食品や医薬品、環境科学など広い分野で利用できると考えられ、それぞれへの適用を検討していますが、今回はこの方法の測定原理とともに、環境汚染をモニターする方法としての利用について紹介します。

水質汚染のモニタリングや化学物質の製造に係わる毒性試験では、いろいろな動物を利用したバイオアッセイが考えられ、また実施されていますが、いずれも多くの問題があります。そこで私たちが開発した方法によって各種の汚染化合物を含む水の汚染評価を行った結果、この方法の原理面での有効性を確認することができました。現在さらに、一般の河川水について検討し、実用面での有用性を調べるとともに、適用のための方法の確立を図っています。



つちど 哲明  
土戸 哲明

教授

1969年阪大工学部発酵工学科卒業を経て71年修士課程修了後阪大助手着任。77年工学博士。さらに同大学助教授昇任後、90年生物工学科開設に当り本学に移られた。この間、84年から1年間米国ミシガン大学医学部研究員として、バクテリアの熱ストレス蛋白質の機能について研究され、89年には、オレゴン医科大学医学部で客員准教授として、細胞膜の構造と機能に対する高温作用の研究に従事された。一方では学会誌の編集にも携わっておられる。専門は微生物制御、殺菌工学、薬品生物学で、高温や薬品の生物に対する作用の解析とその応用、とくにそれらのストレスにさらされた細胞の適応機構について研究成果を発表されているが、その応答過程で働くストレス蛋白質の利用も目指しておられる。94年秋から学生部長代理。趣味は山歩き、ソフトボールと留学以来のアメフト観戦、それに愛犬を連れての早朝バードウォッチングとのことである。